

「令和6年度EV充電インフラ整備適地調査事業」 仕様書

1. 業務目的

本県は、令和6年3月に「徳島県GX推進計画」を策定し、脱炭素化を加速する重点施策のひとつとして、「ゼロカーボン・ドライブ」を掲げており、電気自動車用充電設備（以下、「充電器」という。）を導入する適地調査を実施することで、地域特性や災害を考慮し、県内の特徴を多角的に分析した効率的かつ効果的な充電インフラ整備を促進することを目的とする。

2. 委託業務名

令和6年度EV充電インフラ整備適地調査事業（以下、「本事業」という。）

3. 委託業務実施期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

4. 業務内容

（1）調査の対象

徳島県全域

（2）調査・分析の実施

県が策定した「徳島県EV充電インフラ整備促進に向けた指針」を考慮の上、次のとおり調査を実施し、調査結果の集計・分析を行う。調査・分析にあたっては、事業の適正化かつ実施効果の最大化が図られるよう、具体的かつ現実的なバックデータ等の活用を検討すること。

なお、具体的な進め方については、適宜県と協議を行い、県の指示に従うほか、業務の進捗状況について、適宜報告を行うものとする。

ア 電気自動車（EV）の普及状況を考慮した充電口数の分析

今後の電気自動車（軽自動車を含む。）の普及傾向を分析し、県内に必要な急速充電器及び普通充電器の充電口数を調査・分析する。

イ 発災時を考慮した充電インフラ整備の適地調査

津波や土砂災害などの災害警戒区域を考慮した充電インフラ整備の適地を調査し、発災時の補完性を有した充電器整備場所の検討及び設置口数の分析を行う。

ウ 充電インフラが整備されていない「空白地域」の調査

隣接充電器までの距離が概ね40km以上となる空白地域を調査し、当該区域を解消するために最適なEV充電器の整備場所の候補地を選定する。なお、隣接充電器までの距離については、道路状況や交通状況をはじめとした地域特性を考慮の上、実際にEVで走行できる距離において算出すること。

エ 地域ごとの必要充電口数の調査

ア～ウの調査・分析結果を考慮の上、地域ごとに必要な急速充電器及び普通充電器の設置口数の分析を行う。

(3) 事業実施報告書の作成

次の内容を含んだ報告書を作成し、PDFで提出すること。

ア (2) の調査内容、調査結果及び課題

イ 把握した調査結果や課題に係る分析・考察等、検討の経過等も含め詳細に記載すること。

5. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) 事業実施にあたっては、受託者自らが管理運営することとし、再委託等による一括下請けは行わないこと。業務の一部を再委託する必要がある場合は、県に事前に協議すること。
- (2) 本事業の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、当該成果品引渡し時に、県に帰属するものとする。
- (3) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (4) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- (5) 契約後において、内容を変更する必要がある場合の対応は、別途協議によること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めるものとする。

6. 成果の報告

(1) 中間報告

令和7年2月14日時点において、調査結果の中間報告を行うこと。報告方法については、県の指示に従うこと。

(2) 完了報告

委託業務の終了後速やかに、別途指定する様式による委託業務完了報告書を作成し、実施内容が把握できるよう次のものを添付の上、提出すること。なお、提出方法については、県の指示に従うこと。

ア 事業実施報告書（4（3）のとおり。）

イ 調査で得られたEV（軽自動車を含む。）普及台数

ウ 調査で得られたEV充電器の設置口数

エ 委託業務に係る収支報告書（自由形式）及び委託対象経費が確認できる支出証拠書類（領収書等）